

鳥取県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	休止年月日
ハヤシ歯科	鳥取市片原二丁目118	平成24年9月10日